

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第261号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館使用料の徴収等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

2,300	円	2,360	円
1,200		1,230	
1,200		1,230	
3,000		3,080	
700		720	
700		720	
700		720	
1,200		1,230	
1,200		1,230	
1,200		1,230	
1,200		1,230	
1,200		1,230	
2,400		2,460	
1,200		1,230	
1,200		1,230	
2,200		2,260	

を

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(子育て支援総合センターこどもみらい館総務課)